

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 41 号
2 0 1 4 年 3 月 1 0 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

大阪修繕車両所における操縦・操車の資格取得・養成等に関する申し入れ

2月に入ってから、大阪修繕車両所において事故やヒューマンエラーが連続して発生している。今回の事故やヒューマンエラー発生の原因として、会社による操縦・操車の資格取得時の養成等に問題がある。

JR発足当時は、操縦・操車の資格取得については、交番検査、台車検査、仕業検査、各種修繕作業等の経験と実績を積み重ねてきた社員を車両技術係に登用し、車両技術係という業務を通じて責任と自覚を養った社員に取得させていた。しかし近年、会社は毎年多くの経験も浅く社員としての実績も多くを重ねていない若手社員に資格を取得させている。

操縦・操車の資格取得や資格に基づく作業は、クレーンや玉掛け、フォークリフトなどの資格取得や資格に基づく作業とは大きく異なる。現在、大阪修繕車両所で連続して発生しているような事故やヒューマンエラーを防止するには、現在会社が行っている操縦・操車の養成等の方法を見直すべきである。

よって、以下のとおり申し入れるので、労使協議の場を設定すること。

記

1. 現在、大阪修繕車両所において連続して発生している事故やヒューマンエラーの原因と対策を明らかにすること。また会社の評価を明らかにすること。
2. 大阪修繕車両所に組織改正されてからの操縦・操車の資格取得者の人数と年齢構成を明らかにすること。
3. 近年、会社は毎年多くの経験の浅い若い社員に操縦・操車の資格を取得させているが、操縦・操車の資格取得に関する会社の考え方を明らかにすること。

4. 会社は近年、大阪修繕車両所へ操縦・操車資格取得のため、同一時期に多くの若手社員を転入させている。そして修繕作業等を半年ほど経験させた後に操縦の資格を取得させている。しかし、これでは本来の修繕作業の技術修得等も全く不十分な状態での操縦・操車の資格取得養成となっている。このことに対する会社の考え方を明らかにすること。
5. 会社は、作業分担で全ての作業において必ずしもA担当に車両技術主任を割り当てることなく作業を行わせてる。大阪修繕車両所において作業を行う場合はA担当には必ず車両技術主任を指定すること。また、このことに対する会社の見解を明らかにすること。
6. 操縦・操車は、大変責任の重い重要な業務であり、現場における各種作業の経験と多くの実績を積むことは大変重要と考える。今後、操縦・操車の資格を取得させる場合は、最低でも2年間は修繕作業等に従事し作業を習熟した社員から資格を取得させること。

以上